

## 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例並びに施行規則の一部改正 新旧対照表

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和 51 年京都府条例第 44 号） （※ 2 定例会議決後、公布日施行予定）		京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則		備 考
現 行	改 正	現 行	改 正（案）	
<p>（ふぐの処理）</p> <p>第 3 条 ふぐ処理師でない者は、ふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理師（第 17 条の規定によりふぐ処理師の免許の停止処分を受けている者を除く。）の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理に従事するときは、この限りでない。</p> <p>2 ふぐは、ふぐの処理をされたもの（他の都道府県においてふぐの処理をされたものにあつては当該都道府県の知事その他規則で定める者_____が有毒部位の確実な除去等ができると認めた者がふぐの処理をしたものに、海外においてふぐの処理をされたもので規則で定めるものにあつてはふぐ処理師がふぐの処理がなされていると確認したものに限る。）でなければ、食品として販売をし、又は食品として販売の用に供するために調理し、若しくは加工してはならない。ただし、販売にあつては、ふぐ処理師、未処理ふぐ販売業者（第 11 条第 1 項の規定による届出をして未処理ふぐ販売業を営む者をいう。以下同じ。）又は食品衛生法第 55 条第 1 項の規定による許可を受けて業としてふぐの処理を行う者に対して行う場合は、この限りでない。</p>	<p>略</p> <p>2 ふぐは、ふぐの処理をされたもの（他の都道府県においてふぐの処理をされたものにあつては当該都道府県の知事その他規則で定める者（<u>第 6 条第 1 項第 2 号</u>において「他の都道府県知事等」という。）が有毒部位の確実な除去等ができると認めた者がふぐの処理をしたものに、海外においてふぐの処理をされたもので規則で定めるものにあつてはふぐ処理師がふぐの処理がなされていると確認したものに限る。）でなければ、食品として販売をし、又は食品として販売の用に供するために調理し、若しくは加工してはならない。ただし、販売にあつては、ふぐ処理師、未処理ふぐ販売業者（第 11 条第 1 項の規定による届出をして未処理ふぐ販売業を営む者をいう。以下同じ。）又は食品衛生法第 55 条第 1 項の規定による許可を受けて業としてふぐの処理を行う者に対して行う場合は、この限りでない。</p>	<p>（ふぐの処理等）</p> <p>第 1 条の 3 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める者は、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項に規定する保健所を設置する<u>市</u>の長とする。</p> <p>2 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定めるものは、ふぐの処理をされたふぐで、調理され、又は加工されていないものとする。</p>	<p>（ふぐの処理等）</p> <p>第 1 条の 3 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める者は、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項に規定する保健所を設置する<u>市又は特別区</u>の長とする。</p> <p>2 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定めるものは、ふぐの処理をされたふぐで、調理され、又は加工されていないものとする。</p>	<p>&lt;規則&gt;</p> <p>「都道府県の知事その他規則で定める者」に保健所設置市の長のほか、制度上、国ガイドラインにおいて、特別区の長が実施する場合も予定されていることから追加することとする。</p>
		<p>○地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号） 〔設置〕</p> <p>第五条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。</p> <p>2 略</p>		





<p>(試験)</p> <p>第8条 試験は、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について行う。</p> <p>2 試験は、毎年1回以上行うものとする。</p>	<p>略</p>	<p>(試験科目)</p> <p>第5条 条例第8条第1項の規定による試験は、次の科目について行う。</p> <p>(1) 公衆衛生関係法規</p> <p>(2) 食品衛生学</p> <p>(3) 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例及び京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則</p> <p>(4) ふぐの性状</p> <p>(5) ふぐの処理に関する実技</p> <p>(6) ふぐの種類及び臓器の鑑別</p>	<p>(試験科目)</p> <p>第5条 条例第8条第1項の規定による試験(以下「試験」という。)は、学科試験及び実技試験によつて行う。</p> <p>2 学科試験は、次に掲げる科目について行う。</p> <p>(1) 水産食品の衛生に関する知識</p> <p>(2) ふぐに関する一般知識</p> <p>3 実技試験は、ふぐの処理について行う。</p>	
<p>(受験資格)</p> <p>第9条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>(1) ふぐの処理に従事した経験年数が1年以上の者</p> <p>(2) 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1号に規定する調理師養成施設においてふぐの処理に関する課程を修了した者</p>	<p>第9条 削除</p>	<p>(受験手続)</p> <p>第7条 試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えてふぐ処理師試験受験願書(別記第5号様式)を</p> <p>知事に提出しなければならない。ただし、受けようとする試験の日を含む年度の4月1日から起算して過去5年間に実施された試験を受けた者は、第1号に掲げる書類の提出を要しない。</p> <p>(1) 条例第9条第1号又は第2号に該当する者であることを証する書類</p> <p>(2) 写真</p>	<p>(受験手続)</p> <p>第7条 試験を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書(別記第5号様式)に写真(申請前6箇月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとする。)を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	<p>受験資格の変更にともない、現行第1号の規定を削除し、添付するのは写真のみとし、併せて規定整備を行う。</p>
<p>(免許証の返納等)</p> <p>第13条 ふぐ処理師が第17条の規定により免許の取消しを受けたとき又は第6条第3項の規定により再交付を受けた後亡失した免許証を発見したときは、</p>		<p>(免許証の返納の届出等)</p> <p>第12条 条例第13条第1項及び第2項の規定による届出は、ふぐ処理師免許証返納届出書(別記第10号様式)によるものとする。</p>	<p>第12条 略</p>	

<p>直ちに、その旨を知事に届け出るとともに、当該免許証を返納しなければならない。</p> <p>2 ふぐ処理師が死亡したときは、同居の親族は、当該死亡の日から10日以内に、その旨を知事に届け出るとともに、免許証を返納しなければならない。</p> <p>3 未処理ふぐ販売業者が営業を廃止したとき又は死亡したとき(法人にあつては、合併し、又は解散したとき)は、同人若しくは同居の親族、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の代表者若しくは清算人は、その旨を知事に届け出なければならない。</p>		<p>2 条例第13条第3項の規定による届出は、未処理ふぐ販売業廃止等届出書(別記第11号様式)によるものとする。</p>		
---	--	---	--	--

現 行	改正 (案)	備考
<p>第5号様式 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">ふぐ処理師試験受験願書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 (ふりがな) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生 電話 ( )</p> <p>京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第8条第1項の規定によるふぐ処理師試験を受けたいので申請します。</p> <p>添 付 書 類</p> <p><u>1</u> <u>ふぐ処理業務従事証明書又は調理師養成施設においてふぐの処理に関する課程を修了した者である旨を証する書類</u></p> <p><u>2</u> 写真 (申請前6箇月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとする。)</p> <p><u>3</u> 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等</p>	<p>第5号様式 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">ふぐ処理師試験受験願書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 (ふりがな) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生 電話 ( )</p> <p>京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第8条第1項の規定によるふぐ処理師試験を受けたいので申請します。</p> <p>添 付 書 類</p> <p><u>1</u> 写真 (申請前6箇月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとする。)</p> <p><u>2</u> 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等</p>	<p>現行第7条第1号削除したことに伴って削除する。</p>

現 行	改正 (案)	備考
<p>第10号様式(第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">ふぐ処理師免許証返納届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府知事 様 京都府 保健所長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 (ふりがな) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">電話( )</p> <p>京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第15条第1項(第2項)の規定により、ふぐ処理師免許証の返納について、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 返納の理由 2 免許番号及び免許年月日</p>	<p>第10号様式(第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">ふぐ処理師免許証返納届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府知事 様 京都府 保健所長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 (ふりがな) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">電話( )</p> <p>京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第13条第1項(第2項)の規定により、ふぐ処理師免許証の返納について、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 返納の理由 2 免許番号及び免許年月日</p>	<p>規定整備</p>